

村上市地域公共交通総合連携計画（連携計画）の策定について（案）

《村上市の公共交通の課題》

- 1．公共交通利用者の減少と利便低下の悪循環
 - ・市の総人口の減少や少子化による通勤・通学需要の減少
 - ・マイカーの普及により公共交通利用は総じて減少、弱体化が進行
- 2．公共交通改善へのニーズの拡大
 - ・高齢化により、車を運転しない高齢者はさらに増加が予想

《地域公共交通の必要性》

マイカーの普及や少子化により、鉄道やバスをはじめとする地域公共交通の利用者は全国的に減少しています。特にバスについては、運行区域の縮小、減便や路線の廃止が進んでおり、住民の生活に支障が出ている地域もあります。

村上市では、過疎化・高齢化に対応した公共交通体系の構築が喫緊の課題であり、特にクルマを運転しない高齢者・高校生などの交通弱者の立場に立ち、以下の3つの視点から、地域公共交通の必要性を重視し、利用者にとって利便性の高い生活交通手段を確保していかなければならないと考えています。

利用者の視点：生活の足の確保、利便性向上、安心できる生活環境
交通事業者の視点：収支改善、経営改善
行政の視点：公共サービスの向上、地域の活性化、財政負担軽減

《地域公共交通の連携の必要性》

現在、村上市内には、広域交通としての鉄道や高速バス、地域間交通としての路線バス、地域内交通としてのタクシー、特定の目的で運行している NPO 法人が運営する循環バスの4つの公共交通機関が存在しますが、今後は相互に連携を取り合って、公共交通ネットワークを形成するために、様々な計画的事業を実施していかなければならないと考えています。

《村上市の平成 21 年度の取り組み》

村上市公共交通活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置、国土交通省「地域公共交通活性化総合プログラム」事業を活用し、高校生及び高齢者を対象としたアンケート調査、モデル地区（山北地区）における住民懇談会を開催し、公共交通再編案の検討を行いました。

《村上市地域公共交通活性化協議会》

村上市では、平成19年10月1日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、村上市内の公共交通を今後どのように連携させ、利用者にとって分かりやすく使いやすいものにしていくかを協議するために、地域の関係者で組織する「村上市地域公共交通活性化協議会」を設置しました。

協議会は、各関係機関が参加するため、個々の協議時間の短縮化と、多くの方の意見を議論できる会議となります。

なお、協議会の構成員については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の第6条に規定されています。

(参考) 法定協議会の構成員(法第6条)

区分	構成員	参考
第6条第2項第1号	地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村	村上市
第6条第2項第2号	関係する公共交通事業者等	鉄道、バス、タクシー
	関係する道路管理者	国道、県道、市道の管理者
	その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	
第6条第2項第3号	関係する公安委員会	村上警察署
	地域公共交通の利用者	区長・総代等、高校生の保護者(PTA代表)、老人クラブ代表
	学識経験者	長岡技術科学大学准教授
	その他当該市町村が必要と認める者	商工会議所、商工会、観光協会等の代表者、運転者団体

《村上市地域公共交通総合連携計画》

協議会では、村上市内の公共交通を今後どのように連携させ、利用者にとって分かりやすく使いやすいものにしていくかを協議するために、市内の公共交通機関の利用状況調査や住民アンケート調査を行うことで、現状を把握します。また、それらの調査結果に基づいて、次年度以降に推進する事業を計画します。「村上市地域公共交通総合連携計画」には、それら各種調査結果や協議内容、次年度以降に推進する事業の計画等が掲載されることとなります。

なお、この「村上市地域公共交通総合連携計画」の策定に関する調査等の業務は、コンサルタント事業者に委託することができ、それらに要する経費については、国の補助（定額）が受けられることになっています。

《村上市地域公共交通総合連携計画に基づく事業》

平成22年度に1年間かけて策定する「村上市地域公共交通総合連携計画」に基づき、平成23年度以降の3年間で、公共交通における利用者の利便性向上を図ることを目的として計画された、実証運行等の様々な事業を推進することになります。

なお、「村上市地域公共交通総合連携計画」に基づいて推進される事業等に要する経費については、国の補助（1/2）が受けられることになっています。

《村上市地域公共交通総合連携計画の策定の必要性和具体的な進め方》

昨年度の委員会では、村上市における公共交通の課題解決するために、次の目標、施策体系、推進手法がまとめられました。

これらを「地域公共交通活性化・再生総合事業」により、実現していくためにも、「村上市地域公共交通総合連携計画」の策定が必要です。

【基本目標】市民、交通事業者、行政が **協働でつくり育てる公共交通**

6つの具体目標

地域に密着した交通（生活者・利用者が愛着が持てる）

持続可能な交通（納得できる負担）

今よりも便利で、使いやすい環境の整備

安全で安心できる交通

地区・集落の元気再生

効率化によるコスト縮減

目標達成のための5つの施策の柱

運行の改善

既存路線の見直し、目的バスの活用、新たな公共交通システムの導入

利便性の向上

乗り換え利便性の向上、運賃制度の見直し

利用環境の改善

情報提供の充実、バス待ち環境の改善、交通結節点の利用環境の改善

まちづくりとの連携

公共交通の分かりやすい情報提供、市街地商店街活性化・観光活性化との連携

市民意識の転換

地域住民による検討体制の構築、公共交通利用を自発的に転換していく取組

本市は広大な市域のなかで大きく5つの地区で構成されていますが、各地域はもとより、地域の中にあっても地形条件や立地条件が様々です。

これにより各地域や地区内での過疎化や高齢化の状況や通学・買い物・通院など市民の日常生活行動に特性があり、市民意識や地域コミュニティも異なる性格を持っています。

本市においては、こうした特性に応じて地域公共交通を再編するため、市域を15エリアに区分し、エリア単位で運行再編を検討していきたいと考えます。

15エリア区分

旧市町村	エリア設定
1 村上地区	村上市街地・岩船市街地
	海府地区（国道345号）エリア
	門前川エリア
2 荒川地区	荒川地区全域
	中心部連絡（国道7号：村上～荒川間）
	国道113号沿線エリア
3 神林地区	神林地区全域
	国道290号沿線エリア
4 朝日地区	三面川エリア
	高根・大須戸川エリア
5 山北地区	小俣川エリア
	中継川エリア
	勝木川エリア
	海府地区（国道345号）エリア
	中心部連絡（国道7号：村上～山北間）
	府屋～県境（国道7号）

以上が、昨年度の委員会で協議、検討され、計画策定に向けて提案された事項です。

これらを具体化し計画に反映するには、詳細な調査が必要です。村上市地域公共交通活性化協議会では、他市町村で設置されている協議会同様、計画の策定に係る調査業務等をコンサルタント事業者へ委託し、協議会と連携しながら、効率的に計画策定を行うことを考えています。この委託料については、国の補助が受けられます。

《連携計画の作成》

連携計画は、関係機関との調整を図りながら、法第5条第2項各号に基づき、次の内容を作成します。

連携計画内容	素案
連携計画の基本的な方針	「村上市におけるエリアマネジメントに配慮した地域公共交通体系構築プロジェクト」に関する調査報告書を基に作成
連携計画区域	
連携計画の目標	
目標達成のための事業及びその実施主体に関する事項	
連携計画の計画期間	平成23年度～平成32年度までの10年間 (社会実験実施期間：平成23年度～平成25年度までの3年間)
その他連携計画の実施に関し村上市が必要と認める事項	